

山口県報

平成24年
3月30日
(金曜日)

目次

規則

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課).....一

職員の仕事の時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則(人事課).....二

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則(人事課).....二

山口県文化芸術審議会規則の一部を改正する規則(文化振興課).....二

山口県文化芸術審議会規則の一部を改正する規則(環境政策課).....二

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(環境政策課).....三

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども未来課).....三

山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課).....四

訓令

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課).....四

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令(学事文書課).....四

山口県公印規程の一部を改正する訓令(学事文書課).....五

告示

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職に関する告示の一部改正(人事課).....五

企業管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程.....五

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程.....六

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程.....六

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程.....六



職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十三号

職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置等に関する規則(昭和三十六年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一組織上の職の表本庁に関する部分中「調整監」の下に「副課長」を加える。

別表第二の一の表本庁の項中

所室	長長	上司の命を受けて室の事務を掌理する。
副課長	課長をたすけ、上司の命を受けて課の事務を整理する。	

を

に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

職員の仕事の時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二十四号

職員の仕事の時間及び休憩時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の時間及び休憩時間に関する規則(昭和二十八年山口県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第六条の二第二項」を「第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設若しくは同法第六条の三第二項」に、「に係る施設から当該子連れて帰宅する」を「を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動を行う場所若しくは障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所に当該子を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十五号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則（昭和四十六年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の22の項を次のように改める。

22	借 入
----	-----

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

山口県文化芸術審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十六号

山口県文化芸術審議会規則の一部を改正する規則

山口県文化芸術審議会規則（平成十九年山口県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第五条中「環境生活部」を「総合政策部スポーツ・文化局」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十七号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三号リ中「第五条第十二号」を「第五条第十二項」に、「同条第二十一号」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二号」を「同条第二十七項」に改める。

別表第八の1の2の(1)の表の一五の項及び別表第十一の1の表の一五の項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

別表第十四の1の(1)の表の1の項第二号中「規格K二五四一」を「規格K二五四一―一から二五四一―七まで」に、「規格Z八七六二」を「規格Z八七六二―一から八七六二―四まで」に改める。

別表第十六の附表第四号中「協議並びに」を「同意並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十五条第三号の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十八号

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

山口県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成十八年山口県規則第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五条第十二号」を「第五条第十二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第二十九号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和五十年山口県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二（見出しを含む。）及び第十三条の七第一項中「第二十一条の九の六」を「第二十一条の五」に改める。

第二十条第一項中「又は第六十三条の二第一項若しくは第二項」を削り、同条第二項を削る。

第二十一条第一項中「第三十六条の三十七第一項」を「第三十六条の四十一第一項」に、「第三十六条の四十三」を「第三十六条の四十七」に改め、同条第二項中「第一条の三十二第二項各号」を「第一条の三十三第二項各号」に改める。

第二十二条の二中「第三十六条の四十一第一項第一号（省令第三十六条の四十三）」を「第三十六条の四十四第一項第一号（省令第三十六条の四十七）」に改める。

第二十一条の三中「第三十六条の四十二第一項」を「第三十六条の四十六第一項」に

改める。

第二十五条中「第三十六条の三十九第二項」を「第三十六条の四十三第二項」に改める。

第二十五条の六第一項中「第三十四条の三第一項」を「第三十四条の四第一項」に改め、同条第二項中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改める。

第二十五条の七第一号中「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の四第二項」に改め、同条第二号中「第三十四条の十一第二項」を「第三十四条の十二第二項」に改め、同条第三号中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の四第三項」に改め、同条第四号中「第三十四条の十一第三項」を「第三十四条の十二第三項」に改める。

第三十六条第一項の表中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改める。

別記第二十一号様式の二「第二十一号様式の四の注9及び第二十一号様式の六中「第21条の9の6」」を「第21条の5」に改める。

別記第四十四号様式中 「第36条の37第1項 第36条の37第2項 第36条の43」において準用する同規則第36条の37第1項、

「第36条の41第1項 第36条の41第2項 第36条の47」において準用する同規則第36条の41第1項、

中「第34条の15第1項各号」を「第34条の20第1項各号」に改める。

別記第四十五号様式中「第6条の3第2項」を「第6条の4第2項」に改める。

別記第四十七号様式中 「第36条の40第1項第1号 第36条の43」において準用する同規則第36条の40第1項第1号

中「第36条の44第1項第1号」を「第36条の46第1項」に改める。

別記第四十八号様式中「第36条の42第1項」を「第36条の46第1項」に改める。

別記第五十一号様式の六中「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」に改める。

別記第五十一号様式の八中「第34条の3第2項」を「第34条の4第2項」に改める。

別記第五十一号様式の十一中「第34条の1第3項」を「第34条の1第3項」に改める。

別記第五十一号様式の十四の注一中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改め、同注三中「児童福祉施設最低基準等」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等」に改める。
別記第五十一号様式の注二中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改め、同注四中「児童福祉施設最低基準等」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別記第五十一号様式の七の改正規定（同様式の注に係る部分に限る。）並びに別記第五十一号様式の十四及び別記第五十二号様式の改正規定は、同年七月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一山口県立田布施農業高等学校の項を次のように改める。

山口県立防府商業高等学校

山口県立防府商工高等学校

別表第三山口県立徳山高等学校の出納員の項の次に次のように加える。

山口県立防府高等学校の出納員

山口県立防府高等学校

別表第四の一の項中「十八」を「十七」に改め、同表中十一の項を削り、十二の項を十一の項とし、十三の項から十八の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。



山口県訓令第1号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「地域政策課、観光交流課、県民生活課、文化振興課」を「文化振興課、地域政策課、県民生活課」に改め、「岩国基地対策室を含む。」の下に「、文化振興課（県史編さん室を含む。）」を加え、「及び民間空港再開推進室」、観光交流課（交通運輸対策室を含む。）及び「、文化振興課（県史編さん室を含む。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県訓令第2号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県公文書取扱規程（昭和二十八年山口県訓令第21号）の一部を次のように改

正する。

第四条中「国体・障害者スポーツ大会局長及び」を削る。
第五条第二項第一号を次のように改める。

一 本庁 副課長（副課長が置かれていない課にあつては、課長が指定する職員）
第二十四条第一項中「国体・障害者スポーツ大会局長及び」を削る。

別記第七号様式及び別記第八号様式中「^{（中略）}（添削）」を「^{（中略）}（添削）」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県訓令第3号

庁中一般
各出先機関

山口県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県公印規程の一部を改正する訓令

山口県公印規程（昭和三十一年山口県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一局長印の項中「観光交流課長」を「スポーツ推進課長」に、「総務企画課長」を「観光振興課長」に改め、同表課長印の項中「六一」を「五九」に、「五八課長」を「五六課長」に改め、同表室長印の項中「一三」を「一一」に改め、

「

民間空港再開推進室長	一個
交通運輸対策室長	一個

」を削る。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。



山口県告示第六十一号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する知事が定める職に関する告示（昭和四十四年山口県告示第一百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

第一号中「調整監」の下に、「副課長」を加える。



山口県企業管理規程第一号

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山口県公営企業管理者 藤 部 秀 則

山口県企業局の組織等に関する規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局の組織等に関する規程（昭和四十九年山口県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「主査」を「副課長」に改め、同条第三項中「主幹」の下に、「主査」を加える。

別表第二の組織上の職の表本局に関する部分中「調整監」の下に、「副課長」を加える。

別表第三の一 組織上の職の表本局の部調整監の項の次に次のように加える。

副課長	課長をたすけ、上司の命を受けて課の事務を整理する。
-----	---------------------------

附則

この管理規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第二号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山口県公営企業管理者 藤部 秀則

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の表中、「主査（課に二人以上の主査が置かれている場合にあつては、当該課長が指定する事務を除き、課の事務を総括する主査）」を「副課長」に改める。

第二十条第二項中、「課の事務を総括する主査」を「副課長」に改める。

別記第八号様式及び別記第九号様式中、「^出（^出）^出」を「^出（^出）」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第三号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山口県公営企業管理者 藤部 秀則

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第八項第二号中、「第六条の二第二項」を「第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設若しくは同法第六条の三第二項」に、「に係る施設から当該子を連れて帰宅する」を「を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十九条第三号に規定する事業における相互援助活動を行う場所若しくは障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所に当該子を

出迎えるため赴き、又は見送るため赴く」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第四号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山口県公営企業管理者 藤部 秀則

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中、「^出（^出）」を「特別管理職員」に改め、「同項第二号中、「」の下に、「前号に掲げる」を加え、「とあるのは「職員」を「を」を除き、警察職員以外の職員にあつては、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等及びこれとの権衡を考慮して規則で定める職員」とあるのは「本局の課長及び副課長並びに事業所の所長及び次長」に改める。

第四条第四項後段を削る。

別表第二の四級の項中、「本局主査」を「副課長 本局主査」に改め、同表六級の項中、「調整

監」を「調整監 副課長」に改める。

別表第三中、「調整監」を「調整監 副課長」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十四年四月一日から施行する。